所得税の確定申告

所得税は、自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税する「申告納税制度」を採用しています。 確定申告をする必要のある方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足税額を納めるだけではなく、 不足税額の15%または10%の加算税が課される場合があり、さらに延滞税を納めなければならないことになります。

《確定申告をする必要のある場合》

- ①事業や農業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を売った場合などで、令和4年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。
- ②給与所得者で、給与等の年間収入金額が2000万円を超えるときや、給与所得や退職所得のほかに年間20万円を超える所得があるときおよび2ヶ所以上から給与等の支払いを受けているとき。

確定申告をする必要がない場合でも、以下の方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。 還付申告ができる方は、源泉徴収された、または予定納税額を納付した翌年の1月1日以降、いつでも確定申告書を 提出することができます。

- ●源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くない方
- ●給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金税額控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ●給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方
- ●予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

《白色申告の方は収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、農業所得や山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要 経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

●申告しないと保険税が軽減されません

国民健康保険税の軽減のためには、世帯主と加入者(被保険者)全員について所得の申告が必要となります。

前年の世帯の所得合計額が一定基準以下のときは、保険 税が軽減されます。住民税がかからない世帯であっても未 申告の場合、保険税が確定できずまた軽減の判定ができま せん。必ず申告書を提出してください。

問合せ 保健衛生課・国民健康保険担当 ☎82-1777

●申告にご持参いただくものは・・・

- ①利用者識別番号取得確認書類(事前に取得した方)
- ②「確定申告のお知らせ」または「申告書」(税務署から 送付されている方)
- ③生命保険(個人年金を含む)、長期損害保険、地震保険、社会保険(国保、国民年金、農業者年金など)に加入している方は、令和4年中に支払った保険料の証明書、または領収書
- ④給与、年金収入のある方は、源泉徴収票または公的年金 等源泉徴収票
- ⑤事業、農業、不動産収入のある方は、所得計算のもとに なる帳簿(仕入れ帳、売上帳、出納帳など)・・・・収 支内訳書
- ⑥土地などを売却した方は、売買契約書、仲介手数料等の 領収書
- ②医療費控除等を受ける方は、申告用明細書、セルフメディケーション税制(医療費控除特例)を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組がわかる証明書(定期健康診断、特定健康診査等、結果通知表等)
- ⑧還付申告者または所得税納付の方は、銀行等の預金口座 番号等のわかるものおよび届出印
- ⑨番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- ⑩本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)

●納税は納期限内に振替納税のご利用を!

令和4年分の確定申告による所得税の納期限は3 月15日(水)です。

現金で納付する場合は、申告書の提出後に税務 署からは納付書の送付や納税通知等によるお知ら せはありません。

納付書をお持ちでない方は、お近くの金融機関、 税務署または役場に用意してある納付書で納付し てください(書き方については、納付書の裏面を 参照してください)。

振替納税をすでに利用している方は、振替日の2 ~3日前には、必ず預貯金口座の残高を確認してく ださい。

振替納税をまだ利用してない方は、納税の手数 が省け、うっかり納期限を忘れてしまうことがない振替納税が大変便利です。ぜひご利用ください。

令和4年分の確定申告に係る所得税の振替日(引落し日)は、4月24日(月)です。預貯金残高不足等で引落しができない場合は、3月15日(水)にさかのぼって延滞税が加算されます。ご注意ください。

●上場株式等配当(譲渡)所得の申告をされる方

上場株式等配当 (譲渡) 所得を申告することによって、合計所得金額が増えるため、国民健康保険税等が上がることがあります。また、受けられるはずの配偶者控除・扶養控除等が受けられなくなる場合があります。村県民税に上場株式等配当(譲渡) 所得を含めないためには、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」"特定配当等の全部の申告不要"に「しるし」をしてください。なお、村県民税の納税通知書送達後は、課税方式の選択はできません。

●ふるさと納税ワンストップ特例を利用した方

ふるさと納税ワンストップ特例制度申請後、確定申告(住民税申告を含む)をする場合は、ふるさと納税の寄附金をすべて申告する必要があります。なお、6団体以上にワンストップ特例を申請した場合、特例が適用されません。